

全体設計事業利用 留意点及び同意について

○前提

- 全体設計承認が受けられるのは、やむを得ない場合です。原則、年度内に収まるよう事業を計画し、4月1日から9月30日の間に対象承認申請をし、翌年1月31日までに事業を完了して下さい。

○全体設計承認について

- 全体設計承認申請及び対象承認申請の前に、区と事業スケジュール及び支払い割合について相談を行ってください。**
- 全体設計承認申請及び対象承認申請（申請から承認まで概ね2カ月）を受けた後に契約し、事業に着手してください。
- 全体設計承認申請時の各年度の見積書、契約書及び領収書は同額となるように、事業を実施してください。
- 全体設計承認後、やむを得ず工期や工事金額に変更が生じる事実が予見された場合、速やかに区へ連絡してください。場合により、再度、全体設計承認（決定まで概ね2か月）を受ける必要があるためです。この場合、変更契約及び支払いについては、全体設計変更承認の決定後に行ってください。
- 各年度の交付申請を1月31日までに行う必要があります。交付申請期日までに全体設計変更承認決定が間に合わない場合、全体設計変更承認申請、変更契約を、翌年4月1日以降に行う必要があります。
- 全体設計は事業が年度をまたぐことの承認なので、承認どおり、2月1日から3月31日の期間は工事等、事業にかかる行為を行ってください。
- 全体設計の事業を途中で取りやめた場合、既に交付された助成金は全て返還していただきます。
- 工事着手後に全体設計承認を受けることはできません。全体設計承認を受けずに工事着手し、着手した年度の1月31日までに交付申請ができない場合、助成金の対象外です。

○契約について

- 着手金等を含めた領収書の金額は、その年度の工事進捗と一致している必要があります。
- 工事請負契約書に各年度（4月1日から翌年1月31日まで）の支払額を記載し、その金額分の工事を行ってください。各年度の工事完了後、工事請負契約書に記載された金額の領収書を作成してください。
- 2月1日から3月31日の期間に発行された領収書は、助成金の対象外です。

☐ 以上、上記の全体設計事業利用の留意点について同意しました。

年 月 日 申請者氏名または申請者代理人氏名（直筆）

全体設計承認について（木造耐震建替え工事事業）

当該事業は、東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業実施要綱の規定により、国の交付金と東京都の補助金を充て実施しています。

交付金及び補助金を充て適正に事業を実施する為、事業期間が年度（4月1日から翌年1月31日まで）をまたぐ場合、申請者は、事業にかかる期間及び金額等について、「全体設計承認」を受ける必要があります。

全体設計承認を受ける事業は、年度内に完了する事業と比べ、様々な要件が加わります。詳しくは、「留意点及び同意について」をご確認ください。

なお、以下につきましては、全体設計承認を受ける際に必要な書類となっております。提出書類に漏れがないようお願いします。

全体設計承認申請の際に必要な提出書類

- ☐ 1. 木造民間住宅耐震化促進事業全体設計承認申請書
- ☐ 2. **工程表※**（全体設計承認の手続き期間(想定概ね2カ月)、契約日、工事着手から完了、交付申請・完了報告までの事業予定を含めること）
- ☐ 3. 次の全ての**見積書** ※**見積書の単価は、積算根拠が分かるようにすること**
 - ☐ 建替え前の建築物の除却工事の**各年度の見積書**
 - ☐ 建替え後の建築物の新築工事の**各年度の見積書**
- ☐ 4. その他区長が必要と認める書類

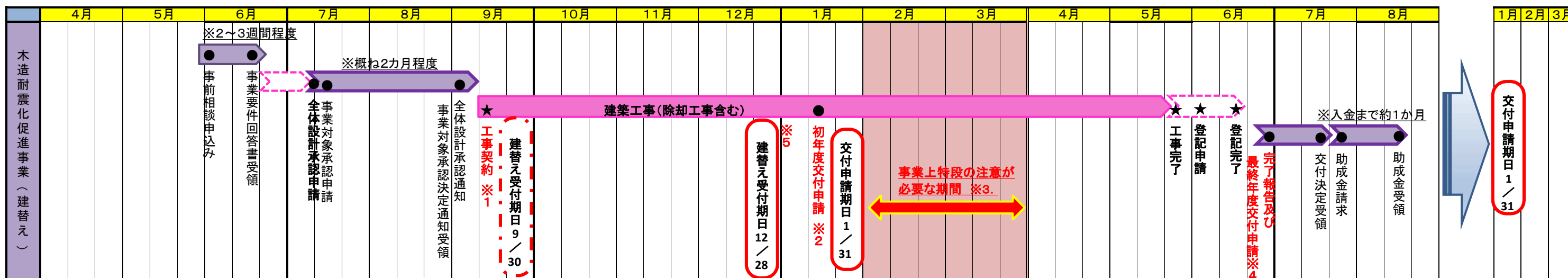
○工程表、見積書は後々変更のないよう綿密に計画してください。

○申請の際は、こちらの用紙もお持ちください

【木造耐震化促進事業スケジュールのイメージ】

例 木造耐震化促進事業（建替え）を利用する場合

○「全体設計承認」が必要となる事業スケジュールの例



事業の着手後に「全体設計承認」に変更することはできません。十分にスケジュールを検討の上でお手続きください。

※1.「工事契約」は、必ず対象承認決定後に業者と契約し、除却工事に着手してください。また、契約後は速やかに着手届一式を提出してください。

※2.「初年度交付申請」にあたっては、出来高払いの実績として、「全体設計承認申請書に記載した初年度事業費」に合致した領収書を提出してください。

※3.「事業上特段の注意が必要な期間」である2月から3月の期間において領収書が発行された場合は、翌年度の交付申請に反映できません。本期間の事業費は、翌年度の領収書に反映してください。

※4.「完了報告及び最終年度交付申請」には、「省エネ基準」に適合することがわかるもの及び検査済証、建築物の登記事項証明書の写しの提出が必要となります。

※5.事前に全体設計承認を受けた場合の対象承認申請受付期日となります。

注意